

今後の政府調達の運営に関する取組について

平成 22 年 11 月 26 日
自主的レビュー会合

自主的レビュー会合は、政府調達の自主的措置の実施状況のフォロー・アップ調査及び供給者等からの意見・要望の聴取の結果を踏まえ、今後の政府調達の運営に関する取組についてアクション・プログラム実行推進委員会に以下のように報告する。

1. 調達は一般競争入札が原則であることに十分留意し、例外的に随意契約による場合は、WTO 政府調達に関する協定第 15 条の各事由の適用を一層厳正に行うよう努める。
2. 電気通信機器及びサービス並びに医療技術製品及びサービスの調達の技術仕様の作成について、①デザインよりも性能重視とする、②国際規格があればそれに基づく、③性能基準に必須でない特徴は要求しない、④技術仕様作成は公平な方法で行う等、自主的措置の関連規定の確実な実施に努める。
3. 総合評価落札方式の実施に当たっては、手続の透明性を確保するため、調達分野ごとの標準ガイドの一層の周知を行うとともに、当該標準ガイドの規定に従い、価格以外の要素の評価基準及び配点を案件に応じた適切なものとなるよう一層の工夫に努める。
また、同方式を用いる際の要求資料は性能等を判断し得るに足る必要最小限のものにとどめるなど、供給者に過度の事務負担を課すことなく、調達側においても効率的な事務処理が可能となるよう努める。
4. 補正予算等に伴い追加された 10 万 SDR 以上の予定案件について、一層早期の公表に努める。